

監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年4月12日

上田市監査委員 小池 功二

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令和3年度 行政監査に基づくもの					
1	R3	政策企画部 福祉部 農林部 都市建設部	交流文化スポーツ課 福祉課 農政課 都市計画課	<p>【指摘】</p> <p>(1) 基金管理簿に関すること 上田市財務規則第247条において、「財産管理者は、その所管に属する基金について異動があったときは、その都度、基金管理簿(様式第19号)を整理する」と定められていますが、基金管理簿が作成されていませんでした。</p>	<p>(交流文化スポーツ課)</p> <p>基金管理簿は作成済みでした。今後も財務規則に基づき、より適正な事務処理に努めます。</p> <p>(福祉課)</p> <p>上田市社会福祉基金については、財務規則に定められているとおり基金管理簿の整備をしました。今後も財務規則に沿い、基金について適正に管理してまいります。</p> <p>(農政課)</p> <p>指摘を受け、未作成であったふるさと上田応援基金(上田の原風景保全整備事業)について基金管理簿を作成しました。</p> <p>(都市計画課)</p> <p>基金管理簿を作成いたしました。財務規則に従い今後適正な事務管理に努めてまいります。</p>
2	R3	財政部	財政課	<p>【意見】</p> <p>(4) 基金の見直し及び計画的かつ有効な活用について 今回監査対象とした27基金は、合併以前の旧市町村が設置し、新市に引き継いだものが多くあり、また、特別会計の4基金を除く23基金のうち17基金が設置から15年以上経過したものです。 そのため、社会情勢及び行政に対する市民ニーズの変化などにより活用の方向性が不明瞭となっている基金、昨今の金利低下による運用益の減少により効果的な活用ができていない基金がありました。また、合併時に持ち寄った基金の一部は、地域間の公平性を担保する観点等から活用する事業の選定が難しく、現在まで活用に至っていない基金もありました。必要性が低下した基金は廃止を検討し、現在高を考慮した上で、資する目的が近い基金は統合して広義的に活用できるようにするなど、保有する基金の見直しが必要だと考えます。 基金の管理は基金を所管する課とされていますが、活用事業が他所属にわたる基金もあることや、基金の活用は予算措置に受ける影響が大きいことから、財政課においても基金を所管する課と連携し、現状の課題を踏まえ、必要性、活用のあり方及び残高の適正性を整理し、今後の基金活用に関する方向性の検討に努めてください。 現在の厳しい財政状況のなか貴重な財源となる基金について、計画的かつ有効な活用が図られることを望みます。</p>	<p>令和4年度の予算編成にあたっては、基金の計画的かつ有効な活用を念頭に査定を実施し、一般会計において、総額15億円余の基金を活用予定であります。 また、年度末にかけて令和3年度予算における基金の積立・取崩を行うので、その機会を捉え、改めて監査意見を基金所管課に周知し、各基金の必要性、活用のあり方等、今後の基金活用に関する方向性の検討に努めてまいります。 なお、基金は特定の目的のために設置されるもので、当該目的の遂行以外には処分(取り崩し)ができず、また、各基金には所管課が存在するため、合目的性の判断や統廃合については、所管課の意見を尊重してまいります。</p>
3	R3	商工観光部	商工課	<p>【意見】</p> <p>(3) 上田市商工業振興基金について 上田市商工業振興基金は、平成17年に「商工業者の育成及び商工業の振興に要する経費の財源に充てるため」設置されましたが、平成22年度に5,000万円を取崩して以降、積立や取崩しがなく、基金残高は858,655円から変動がありません。 当基金は、現時点において設置目的を達成する十分な残高を有しているとは言えない状況です。中長期的な積立や取崩しの計画等がなく、基金として保有する必要性が低下しているのであれば、廃止を検討する必要があると考えます。</p>	<p>当基金の設置目的は、「商工業者の育成及び商工業の振興に要する経費の財源に充てる。」であります。 ご指摘のとおり、現時点で十分な残高を有しているとはいえ、また、ここ数年は積み立てや取崩しもない状況であります。 基金としての存在意義を部や各関係機関等とも検討し、今後の方針について考えていきます。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
4	R3	農政部	土地改良課	<p>【意見】 (2) 果実運用型基金について 上田市ふるさと・水と土保全基金、上田市立小・中学校図書館整備基金、上田市青少年健全育成基金、上田市スポーツ振興基金及び倉橋青年育成基金は果実運用型基金であり、基金原資の取崩しは行わず、歳計現金への繰替運用による運用利子を事業費へ充当している状況が続き、基金残高の変動はありません。 しかし、令和2年度の上記基金の繰替運用利率は0.01%、運用利子は総額11,486円です。現在の低金利の状況では運用利子で事業を賄えているとはいえ、基金の設置目的を効果的に達成するような活用状況になっていないと考えます。 今後は、上田市青少年健全育成基金と倉橋青年育成基金のような設置目的が類似している基金の統合や新たに寄附金を募るなどにより元本の増額を図り効果的な運用へ改善する、又は基金原資を取り崩し必要な経費の財源に充てるなど、有効活用を図る方法の検討を望みます。</p>	<p>社会情勢の変化や、市の施策の方向性などを勘案しつつ、基金の本来の目的を効果的に達成できるよう、農村整備や土地改良事業への財源として、活用を検討してまいります。</p>
5	R3	都市建設部	土木課	<p>【指摘】 (3) 基金の処分について 令和元年度公共施設整備基金の処分について、中野小泉線バイパス整備事業への基金充当が、基金処分決議書では土木課で所管している日置電機(株)寄付分からの処分として決裁されていますが、財政課で所管している公共施設耐震化分から処分されていました。</p>	<p>令和2年度中に取り崩す科目を修正し、対応済みです。</p>
6	R3	都市建設部	交通政策課	<p>【指摘】 (2) 基金の所管替に関すること 公共施設整備基金のうち「上田道と川の駅交流センター太陽光発電設備分」について、令和2年度末現在高は85,724円で現在の所管は交通政策課です。しかし、財務会計システム上では、そのうち令和2年度積立分の19,148円しか交通政策課の所管となっておらず、残りの66,576円については令和元年度まで同基金を所管していた管理課の所管になっています。 基金繰替運用決議書等は全額交通政策課の所管として処理されていますので、基金異動通知書(様式第169号)により管理課から交通政策課への移管が必要です。</p>	<p>財務会計システム上 平成26年から平成28年間の積立金32,582円が農政課、平成29年から令和元年の間の積立金33,994円が管理課の所管のままになっていたことが確認されたため、両課より会計管理者へ収入金更生命令書及び基金異動通知書を提出、交通政策課への移管手続きを行いました。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
-----	------	----	----	-------	----------

令和3年度 行政監査に基づくもの

7	R3	教育委員会	丸子地域教育事務所	<p>【指摘】</p> <p>(1) 基金管理簿に関すること 上田市財務規則第247条において、「財産管理者は、その所管に属する基金について異動があったときは、その都度、基金管理簿(様式第19号)を整理する」と定められていますが、基金管理簿が作成されていませんでした。</p>	<p>基金管理簿の整備をいたしました。今後は財務規則に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
8	R3	教育委員会	学校教育課 生涯学習・文化財課 スポーツ推進課	<p>【意見】</p> <p>(2) 果実運用型基金について 上田市ふるさと・水と土保全基金、上田市立小・中学校図書館整備基金、上田市青少年健全育成基金、上田市スポーツ振興基金及び倉橋青年育成基金は果実運用型基金であり、基金原資の取崩しは行わず、歳計現金への繰替運用による運用利子を事業費へ充当している状況が続き、基金残高の変動はありません。 しかし、令和2年度の上記基金の繰替運用利率は0.01%、運用利子は総額11,486円です。現在の低金利の状況では運用利子で事業を賄えているとはいえ、基金の設置目的を効果的に達成するような活用状況になっていないと考えます。 今後は、上田市青少年健全育成基金と倉橋青年育成基金のような設置目的が類似している基金の統合や新たに寄附金を募るなどにより元本の増額を図り効果的な運用へ改善する、又は基金原資を取り崩し必要な経費の財源に充てるなど、有効活用を図る方法の検討を望みます。</p>	<p>(学校教育課) 上田市小中学校図書館整備基金につきましては、小中学校の図書館整備のために、平成4年にご寄付をいただき利子分を図書館整備に充ててまいりましたが、社会情勢の変化により、目的が達成出来ていない状況もありますので、寄附者の意向に配慮しながら、運用や取崩しについても、研究をしてまいりたいと考えております。</p> <p>(生涯学習・文化財課) 青少年健全育成基金は、昭和63年に上田市在住の篤志家から多額の寄付をいただき、創設されました。その後、個人や団体から寄付をいただく毎に、積立を行ってきております。どの御寄付も、青少年育成に資することを目的に、御寄付いただいたものです。 いっぽう、倉橋青年育成基金は、平成元年に当時の丸子町在住の篤志家から、町内の子ども達の青少年育成に資することを目的に、多額の寄付をいただき、創設したものです。 両基金とも、青少年の育成が目的ではありませんが、御寄付いただいた当時は上田市、丸子町と状況が異なっているため、御寄付いただいた御本人や御遺族の方々の想いを最優先にして、統合が可能か研究してまいります。</p> <p>(スポーツ推進課) これまでの寄附者の意向にも配慮しつつ、社会情勢の変化、市の施策の方向性など状況を勘案しながら、基金が設置された本来の目的に沿うよう、施設整備やスポーツ振興事業などの財源として活用を図ってまいります。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
令3年度 財政援助団体等監査に基づくもの					
9	R3	農林部	農政課 (塩田の里交流館)	(1) 施設の利用時間及び休業日に関すること 施設の利用時間は午前9時から午後5時まで(予約により午後10時まで)、休業は水曜日休館で運営されていますが、「上田市塩田の里交流館条例」では午前9時から午後10時まで、無休となっています。管理業務仕様書には利用時間や休業日の変更には市長の承認が必要とされていますが、手続きがなされていませんでした。	指摘を受け、指定管理者から開館時間及び休館日変更申請があり、市長の承認を得ました。
10	R3	農林部	農政課 (塩田の里交流館)	(2) 行政財産目的外使用に関すること 施設内で地元産農産物や地域の方が製作した陶芸品等の物品が販売されていますが、管理業務仕様書には売店の設置にあたっては行政財産の目的外使用として事前に市の許可を得る必要があるとされていますが、申請と許可の手続きがなされていませんでした。	指摘を受け、指定管理者から行政財産使用許可申請があり、市長の許可を得ました。
11	R3	農林部	農政課 (塩田の里交流館)	(3) 備品の管理に関すること 基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。 このことについて、基本協定書では備品1に属する備品のみとなっていますが、現地監査において、備品3に区分されるべき備品が保管されていましたが、財産台帳が整備されていませんでした。	市の立会いのもと、指定管理者と財産台帳を整備し、備品の管理状況が報告されました。
12	R3	農林部 都市建設部	農政課 (塩田の里交流館) 交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	【意見】 (1) 所管課の指導監督体制について 指定管理者の業務は条例や基本協定書等において明文規定されています。しかしながら今回監査で確認したところ、条例上で定められている市施設の休業日や開館時間の変更を行う場合の上田市との協議と承認手続き、自主事業の収支報告、施設内で行う物販についての行政財産目的外使用許可手続き、指定管理者所有備品の台帳整備等がなされていませんでした。 また、上田道と川の駅については、指定管理者である「(任意団体)上田道と川の駅おとぎの里」と行政財産目的外使用で物販や飲食を提供している「(株式会社)おとぎの里」は資金面等密接な関係にあり、指定管理の状況を見るうえで株式会社の財務諸表も確認する必要があると思われまます。 指定管理業務を行うにあたり、必要とされる協議や諸手続きについて適正に行うよう、所管課のさらなる指導監督が必要と考えます。	(農政課) 条例や基本協定書における指定管理者の業務を改めて確認し、指定管理者に適切な指導監督ができるよう連絡体制を再度確認し、所管課の管理体制の整備を進めました。 (交通政策課) ・ 事務改善事項 指摘事項(1)、(2)のとおりです。 ・ 所管課の指導監督体制 「(任意団体)上田道と川の駅おとぎの里」と「株式会社おとぎの里」は、道と川の駅の構想段階から、直営、指定管理制度導入を経て現在に至るまで、効率的な施設の維持管理、地域振興に資するよう、国・県・市との連携により、取組を進めてまいりました。 しかしながら、監査ヒアリングの際には、市の所管換えの経過もあって、現担当課の引継ぎ・認識不足により、適切な対応・説明ができておりませんでした。 今後は、所管課として、適正な業務執行ができるよう、指定管理者とも連携して、取り組んでまいります。 なお、2つの団体の財務諸表を確認し、適正に会計処理されていることを確認しました。
13	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	(1) 施設使用許可申請書に関すること 当該施設利用者の大部分は減免対象となっていますが、使用されている施設利用許可申請書には減免申請の記載部分がありませんでした。	利用申請書の在庫が多数あるため、受付済みの利用申請書には、減免理由と減免率を付記することとします。 利用申請書の在庫終了後は、減免の記載欄を設けた利用申請書を整備してまいります。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
14	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	(2) 事業報告に関すること 指定管理者募集要項(管理業務仕様書)には自主事業は条例で示す業務のほかに行うものとされ、施設管理業務とは切り離して実施するものであるが、事業報告の収支報告書においては施設管理業務と自主事業が一括の決算額で提出されていました。	<p><u>・指定管理者の活動の経過</u> 指定管理者は、道の駅の設置目的に則り、持続可能で豊かな地域づくりを理念として、上田市のよりよいまちづくりのために、担当課はじめ関係機関と協議し、官民協働・連携による活動を展開してきております。 指定管理業務の補完として自主財源を活用し、利用者へのサービス向上や地域住民の表現の場づくりを市民が行うこと、安全安心な地域づくり、子育て支援等の地域振興拠点としての役割を果たすため、交流センターや半過公園における、維持管理業務の充実に努めてきております。 なお、指定管理委託料は、微増で推移していますが、消費税増税や最低賃金の増加を十分に反映できておらず、実質的には、減少している状況と考えております。</p> <p><u>・事業報告書の記載方法の見直し</u> 今後は、指定管理者募集要項や基本協定で定めている指定管理業務の収支が明確になるように、収支報告書への記載方法を見直してまいります。</p>
15	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	(3) 備品の管理に関すること 基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。 このことについて、基本協定書では備品1に属する備品のみとなっておりますが、現地監査において、備品3に区分されるべき備品が保管されていましたが、財産台帳が整備されていませんでした。	<p><u>・備品整備の経過</u> 指定管理者は、公共サービスを市民が主体的に行うことが、まちづくりにとって必要なことであるとの認識に基づき、指定管理業務に必要な多数の備品も指定管理者が持ち寄って補充してきた経過があります。</p> <p><u>・台帳整備</u> 備品3に区分すべき物件について、本年度末を目途に台帳を整備してまいります。</p>
16	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	(4) 多目的室の配置変更に関すること 上田道と川の駅交流センター条例で利用できる施設として、当初集会施設として建設された東側建物にある多目的室ABの利用料金が記されていますが、平成30年3月に壁が撤去されて物販所に変更され、西側建物に多目的室を配置替えした経過がありました。現地調査では変更後の多目的室ABは部屋として仕切られておらず貸出しは不可能な状態でした。 東側建物は建築基準法上、集会施設から物販施設への用途変更が必要です。	<p>(交通政策課)</p> <p><u>・配置変更の経過と建物の現状</u> 貸館施設として整備された「東棟」は、利用者ニーズや地域の要望を踏まえ、地元団体と上田市、地元自治会、連合自治会等との協議に基づき、物販所として機能変更を行ってまいりました。 (現在、壁は撤去されておらず、移動式パーテーションは収納されている状態) 現在は、「西棟」に多目的室の機能を位置付けた形となっておりますが、貸館施設としては、そぐわない状況と考えます。</p> <p><u>・東棟の用途変更</u> 東棟の用途変更については、今後の施設機能のあり方を、地元自治会・指定管理者、庁内関係課とも協議する中で、条例改正とあわせて検討を進めてまいります。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
17	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	<p>(5)簡易ハウス、東側建物増築部分の設置に関すること 西側建物の隣に指定管理者所有の簡易ハウスが行政財産目的外使用許可により設置されており、これを多目的室として利用者に貸し出している実態です。条例は改正されていないので、多目的室の貸出と使用料金は根拠がない状況です。 また、東側建物正面には建築確認許可申請のない増築された建造物があります。これら建物は建築基準法に抵触すると思われる状態です。</p>	<p>・施設機能のあり方の見直しと条例改正の検討 道と川の駅の構想から約20年、東棟建設から10年を経過する中で、貸館施設から物販施設へと、求められる機能の比重が変化してきている状況です。 このため、地元自治会・指定管理者や庁内関係課と、貸館機能から物販機能への変更について協議の上、条例改正(用途変更)を進めてまいります。 ・簡易ハウス、東棟増築部分 簡易ハウス及び東棟増築部分については、利用者ニーズや地元の皆さんの要望も踏まえて、指定管理者と上田市、地元自治会との協議により、指定管理者が設置した経過があります。 指定管理者と協議の上、東棟増築部分については、2月末に撤去が完了しました。引き続き、簡易ハウスの撤去(4月中)に向けて調整を図ってまいります。</p>
18	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	<p>(6)環境維持活動作業協賛金に関すること 指定管理業務範囲は非常に広大であることから、草刈やゴミ拾い等の環境維持に活用するため、デイキャンプ利用者の賛同者のみから「環境維持活動作業協賛金」を徴収していましたが、協賛金の申し出者はほとんどないとのことですが、指定管理区域内での徴収であるので担当課との協議が必要と思われます。</p>	<p>(交通政策課) ・「上田 道と川の駅 おとぎの里」の活動 おとぎの里は、国から、「河川協力団体(河川法)」及び「道路協力団体(道路法)」の2つに指定(県内で唯一)されており、長年、複合的な機能を有する「上田 道と川の駅エリア」の維持管理、活性化に取り組んできています。 また、長野県との連携により、県下52駅で構成する「信州道の駅交流会」の事務局・会長も担っています。 その他、道路モニター、青パト、観光・防犯カメラなどの公益事業にも取り組んでおります。 ・環境維持活動作業協賛金 環境維持活動作業協賛金は、国との協議に基づき、協力団体の立場において、国が管理するエリアにおける環境維持活動、啓発のための一つのモデルとして、来訪者から任意で協賛いただくものとなっています。 清掃や除草のほか、河川樹木の計画伐採なども実施しており、資源やエネルギー循環の仕組みも構築しながら活動しております。</p>

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
19	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	(7)多目的グラウンド(半過グラウンド)の貸出しに関すること 指定管理業務範囲の中には多目的広場(半過グラウンド)も入っており、上田市都市公園条例で管理は指定管理者が行うこととされています。当該広場では年間40日以上はソフトボールが行われておりますが、上田市体育施設条例で定める体育施設には入っておらず、体育施設として位置付ける検討が必要と思われます。	・親水広場(多目的広場)としての整備 平成10年4月に、関東地方整備局が上田道と川の駅エリアを「道の駅」に登録し、6月には、北陸地方整備局が千曲川流域の親水広場(上田駅温泉口や半過公園等)を「水辺プラザ」として登録しました。 平成13年度には、国との連携により、半過グラウンドを含む半過公園一帯が水辺プラザ事業により、親水広場として整備されています。 こうした経過を踏まえ、指定管理制度導入に当たり、交流センターと半過公園の一体的な管理業務による効率化と地域活性化の取組をより有効に進めるため、半過グラウンドの担当課を教育委員会から所管換えした経過があります。 ・多目的グラウンドの利用調整 ソフトボールなどの利用もありますが、イベントや地域住民の憩い・交流のための多目的広場として活用を図っていることから、重複利用が生じないよう貸出調整を行っています。 ・令和元年東日本台風災害に伴う利用休止 多目的広場は、令和元年10月の台風19号災害以降、令和3年3月まで、国庫補助金を活用した災害復旧事業のため、利用を休止していました。市民等の利便性向上のため、早期に復旧する方法のあり方については、今後の課題として、国や指定管理者とも認識を共有してまいります。
20	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	(8)行政財産目的外使用料の納付時期について 行政財産の目的外使用料は使用前納付が原則とされていますが、出納整理期間中である令和3年4月に納付されていました。年間をとおして使用するものについては正当な理由がない限り年度当初に納付させるよう改善が必要です。	使用者と協議の上、今後、年度当初に使用料を納付するよう改善してまいります。
21	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	【意見】 (2)法令の遵守について 上田道と川の駅の指定管理部分は当初「集会施設」として建設されましたが、飲食物販施設への要望が強く寄せられたことから、内部協議を経たうえで既存の建物の利用区分変更により集会施設を物販施設に改修したり、簡易ハウスを多目的室として貸し出しています。また、東側建物正面を一部増築して物販スペースとしていますが、これらについては建築基準法上の申請や変更届が不備であり、法令や条例に抵触するどうかかわれます。 簡易ハウスや増築部分を建築基準法上の各規程に適合するよう是正し、簡易ハウスを多目的室として貸し出していることに対する面積や形状変更に伴う使用料の再検討、簡易ハウスの行政財産化等、法令や条例と現状を合わせる必要性があります。早急に対応すべきと考えます。	指摘事項(4)、(5)のとおりです。

各監査結果及び措置、対応等内容

No.	監査年度	部局	課所	監査の結果	措置、対応等内容
22	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	<p>【意見】</p> <p>(3) 施設運営の協力体制について 上田道と川の駅交流センターは物販(農産物)、観光、公園、グラウンド、防災といった多くの機能を持つ施設であることから、市の関係課も多数に及びます。所管課も農政部農政課をはじめ過去何度も変わってきた経過もあり、現在所管の交通政策課単独では解決できない問題は多々であると思われます。「上田道と川の駅パートナーズ会議」等を通じて各関係課と連携を強化し、所管課の見直しも含め、協力して取り組むよう求めます。</p>	<p>・<u>市内関係課の連携</u> 上田道と川の駅エリアは、国・県・市の連携のもと、道の駅及び水辺プラザの効果的な活用により、地域活性化を図る必要があります。このエリアにおける課題や取組状況が多岐にわたるため、「上田道と川の駅パートナーズ会議」等を通じて、上田市の西の玄関口としての役割の維持・向上に努めてまいります。 現在、「信州道の駅交流会」の取組を含め、広域にわたる地域間連携にも、市と指定管理者とが連携して取り組んでおり、更なる交流人口増加、移住定住促進などを図ってまいります。</p> <p>・<u>所管課の見直し</u> 条例改正や今後の施設機能のあり方の検討とあわせて、所管課の見直しを進めてまいります。</p>
23	R3	都市建設部	交通政策課 (上田道と川の駅交流センター)	<p>【意見】</p> <p>(4) 上田道と川の駅のあり方について 上田道と川の駅は、当初、集会施設として計画されたところ、地域から物販施設の強い要望を受けて現状の施設の中で物販を行っている状況であり、手狭であることを踏まえ、令和3年度実施計画第3編第1章「次代へつなぐ農林水産業の振興」の中で「上田道と川の駅の農産物直売所建設事業」が項目計上されており、農産物直売所の機能拡大が図られるものと思われ ます。 道と川の駅交流センターの「訪れる人々との交流を促進し、地域の活性化を図る」という本来の目的が達せられるよう、指定管理者や自治会等地元関係者、市関係各課と今後の農産物直売所を含めた施設のあり方については十分な協議のうえ、地域住民はもとより利用者等誰もが好感が持てる持続可能な施設に育てていってほしいと望みます。 道と川の駅は国、県、市の行政財産が混在するエリア特性であり、それを官と民が効率運用することにより公共財産の利用価値が増加します。難しい課題であるからこそ全部局、議会が相互補完し早期に検証し完了させてください。</p>	<p>・<u>今後のあり方</u> 上田道と川の駅整備連絡協議会などにおける議論を通じて、地元自治会の合意も得ながら、施設建設を進めてきましたが、道の駅の目的や地域の要望、地域振興の意義を、十分に反映した施設とすることができなかったことが大きな要因と考えます。 道の駅制度が創設されてから四半世紀を経過する中で、上田道と川の駅に求められる機能も、時代の変化に合わせて、見直しを進める必要があります。 国が提唱する「道の駅第3ステージ」という視点も踏まえて、「パートナーズ会議」や実施計画事業の協議を通じて、今後の施設整備のあり方を検討してまいります。</p> <p>・<u>地域活性化に向けて</u> 上田道と川の駅の整備構想が検討されはじめてから、20年以上にわたり、地元自治会を中心とする地域住民や関連団体の皆さんが、地域振興の取組を積み重ねてきました。 行政財産が混在するエリアであるため、引き続き、国・県・市の連携を図りながら、また、課題解決に向けては、市議会はもとより、市民の皆さんにも理解をいただきながら、よりよい施設となるよう検討を進めてまいります。</p>